

# 伊賀流 未来<sup>★</sup> 応援の術

～あなたの妊娠・出産・子育てを応援します～

NINJA  
CITY IGA  
忍者市伊賀



(2024年4月)



妊娠・出産の巻	《ページ数》
❖ 赤ちゃんが生まれるまで	1～3
❖ 赤ちゃんが生まれてから	4～5
子育ての巻	
❖ 子どもの健康	6～7
❖ 手当・助成金など	8～9
❖ 子どもと一緒にでかけよう	10～14
❖ 手助けが必要なとき	15～18
❖ 相談したい	19～21
❖ 保育所(園)・幼稚園・認定こども園に入りたいとき	22～26
❖ 小・中学生になったら	27～32
❖ 障がいのあるお子さんの支援	33～37
❖ 発達に課題のあるお子さんの支援	38
❖ ひとり親家庭の支援	39～41
❖ 生活にお困りの方の相談窓口	42
たげんご がいこくご まき 多言語(外国語)の巻	
❖ にほんご わ ばあい しえん 日本語が分からない場合の支援	43
問い合わせの巻	
❖ お問い合わせ各課連絡先(電話・ファックス・メール)	44

## 妊娠・出産の巻

◆赤ちゃんが生まれるまで・・・



### ✿ 妊娠・出産の電話相談

妊娠・出産について母子保健コーディネーターが相談をお受けします。

**【方法】**電話相談

**【時間】**月～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分

**【相談先】**こども家庭支援課 0595-41-1556

### ✿ 母子健康手帳の交付

お母さんとお子さんの健康状態の記録と保健・育児に関する情報を記載した手帳です。

**【対象】**伊賀市に住民登録のある妊婦

※病院で妊娠届出書をもらい、来所日の予約をしてお越しください。

※妊婦本人の個人番号(マイナンバー)がわかるものと、来所される方の本人確認の書類を持ってお越しください。

**【時間】**月～金曜日(祝日を除く)午前8時30分～午後5時15分

**【費用】**無料

**【手続き・予約先】**こども家庭支援課 0595-41-1556



### ✿ ママの育児体験教室

赤ちゃんを抱っこしたり、おむつを替えたり…赤ちゃんのお世話体験をしてみませんか。妊娠中の疑問や出産の不安なども話せる、妊婦さん同士の交流の場です。

**【対象者】**妊婦(週数は問いません)

**【お問い合わせ】**こども家庭支援課 0595-41-1556

### ✿ ウェルカムベビー教室

赤ちゃんを迎える準備のお手伝いをします。詳しい内容は、広報いかに掲載します。

**【対象者】**妊婦とその家族

**【内容】**赤ちゃんのいる生活について・妊婦体験・沐浴実習など

**【お問い合わせ】**こども家庭支援課 0595-41-1556



## \* 妊娠・子育て期の相談窓口 \*

### 伊賀流子育てガイドの書

母子保健コーディネーターが、妊娠中から出産後の子育て期までの支援を行う支援計画を立てます。妊産婦さんに寄り添いながら、妊娠・出産・子育て期の必要なサービスを円滑に利用できるように、一貫した身近な相談ができる伴走型相談支援を行います。  
この伴走型相談支援に合わせ、経済的支援(P.10 参照)を同時に行い、切れ目ない支援をしていきます。

- ◆母子健康手帳発行の際に、全ての妊婦さんを対象に面接を実施し、妊婦さんに応じた情報提供を行います。
- ◆妊娠 8 ヶ月時にアンケートを実施し、ニーズに応じて様々な支援を行います。
- ◆医療機関や子育てに関わる関係機関と連携しながら、切れ目のない支援を行います。

**【お問い合わせ】**こども家庭支援課 0595-41-1556



#### ■母子保健コーディネーター

妊娠期から子育て期までのママやご家族の様々な支援をする保健師です。

##### **【お問い合わせ】**

こども家庭支援課  
0595-41-1556

#### ■子育て支援コーディネーター

保育所(園)や子育て支援センターなど、様々な制度を活用した支援を提案します。

##### **【お問い合わせ】**

保育幼稚園課 0595-22-9655  
子育て支援室(ハイトピア伊賀4階)  
0595-22-9665



## ✿ 妊婦健康診査

母子健康手帳交付時に、妊娠全体の期間を通して14回公費負担で受診できる「妊婦一般健康診査受診票(母子保健のしおり)」をお渡ししています。赤ちゃんや妊婦さんの健康を守るため、妊婦健診の費用を助成します。

※県外医療機関で妊婦健診を受けた場合は、一旦費用をお支払いいただき、後日申請書を提出していただくことにより費用を助成しています。

※多胎妊娠の場合は、5回を限度として追加で費用助成が受けられます。一旦費用をお支払いいただき、後日申請書を提出していただくことにより費用を助成しています。

**【お問い合わせ】**こども家庭支援課 0595-41-1556



## ✿ 妊婦歯科健康診査

妊婦の方は、無料で1回、歯科健診を受けることができます。

**【健診期間・回数】**母子健康手帳交付日から出産するまでに1回

**【お問い合わせ】**健康推進課(ハイトピア伊賀4階) 0595-22-9653

## ✿ 三重おもいやり駐車場利用証制度

母子健康手帳交付時から産後2年、多胎児の場合は3年までの期間、公共施設や商業施設に設置された「おもいやり駐車場」等を利用するための利用証が発行されます。

**【お問い合わせ】**障がい福祉課 0595-22-9656



## ◆赤ちゃんが生まれてから・・・



### ✿ 出生届

赤ちゃんが生まれたら出生の日から14日以内(国外で出生の場合は3か月以内)に出生届を提出しましょう。届出は届出人の本籍地、住所地(所在地)、子の出生地のいずれかの市区町村ですることができます。

<b>持ち物</b>	出生証明書を1部添付(医師又は助産師が作成したもの。出生届の右半分が出生証明書となっています。) 母子健康手帳
<b>届出場所</b>	伊賀市役所住民課(0595-22-9645) 各支所 伊賀支所(45-9104)、島ヶ原支所(59-2053) 阿山支所(43-0333)、大山田支所(47-1151) 青山支所(52-3227)

☆平日の夜間や休日は時間外窓口で受け付けます(母子健康手帳の証明は平日時間内になります)。その際は、昼間に連絡の取れる電話番号を必ず書いておいてください。

### ✿ 新生児聴覚スクリーニング検査

赤ちゃんの聴覚に関する異常の早期発見・早期対応を図るため、検査費用の一部を助成します。母子健康手帳交付時に、赤ちゃんの聴覚検査をするための「受診券」をお渡ししています。

※市外医療機関で聴覚検査を受けた場合は、一旦費用をお支払いいただき、後日申請書を提出していただくことにより費用を助成します。

**【お問い合わせ】**こども家庭支援課 0595-41-1556

### ✿ 産婦健康診査

母子手帳交付時に、出産後のお母さんの体調や授乳・育児の状況を確認するため、産婦健診の費用を助成します。母子健康手帳交付時に、産後2回公費負担で受診できる「産婦健康診査受診票(母子保健のしおり)」をお渡ししています。

※県外医療機関で産婦健診を受けた場合は、一旦費用をお支払いいただき、後日申請書を提出していただくことにより費用を助成します。

**【お問い合わせ】**こども家庭支援課 0595-41-1556



## 未熟児・低体重児訪問事業

出生時体重が 2,500g未満の児に対して、発達、栄養、生活上の注意、疾病予防などの訪問指導を行います。

**【対象】**出生体重が 2,500g未満の乳児

**【手続き】**こども家庭支援課

**【費用】**無料

**【お問い合わせ】**こども家庭支援課 0595-41-1556

## こんにちは赤ちゃん訪問事業

赤ちゃんが生まれた全ての家庭を保健師・助産師などが、訪問し、赤ちゃんの身体計測や、育児相談、お母さんのからだと心の相談などを行います。

**【対象】**赤ちゃんが生まれた全ての家庭

**【内容】**赤ちゃんの身体計測、赤ちゃん・お母さんの健康状態の確認、発達、育児上の相談など、1時間程度の訪問

※事前にお電話等で訪問する日時をお伺いします。

**【お問い合わせ】**こども家庭支援課 0595-41-1556

## 乳幼児家庭訪問

保健師や栄養士などが家庭へお伺いして、育児相談をはじめ、赤ちゃんの身体計測・成長発達に関する相談、お母さんのからだと心の相談などを行います。

**【お問い合わせ】**こども家庭支援課 0595-41-1556

## 産後ケア事業

産後、体調不良や家族からの支援が得られない場合などに、心身のケアや育児の相談・指導などを医療機関への宿泊・通所や訪問などで受けることができます。

**【対象】**伊賀市に住民票がある、産後1年未満の母親と赤ちゃんで、育児や授乳等不安、育児支援や相談を希望される方(専門的医療対応が不要な方)

**【手続き】**こども家庭支援課 0595-41-1556

**【費用】**無料(別途 食費等、必要な経費がかかります)

**【内容等】**母体や乳児のケア・授乳や沐浴指導・育児相談等を、3つの型から選べます。

- ①宿泊型 医療機関で宿泊(最大2泊3日)しながらのケア
- ②通所型 医療機関で日帰りのケア
- ③訪問型 助産師が家庭訪問します

①②③のサービスを組み合わせて最大 7 日まで利用できます。

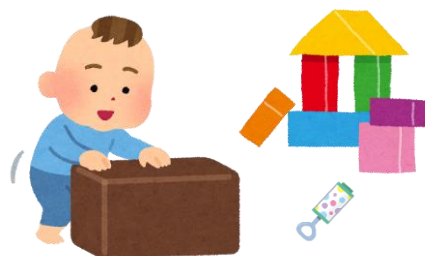
**【お問い合わせ】**こども家庭支援課 0595-41-1556



## 子育ての巻

### ◆子どもの健康

#### ✿ 定期健診



#### ◆4か月児健康診査

生後4か月は、首のすわり、目で物を追う、音のする方を向くなどができるようになる頃で、初期の発達節目にあたります。この時期に健診を受けて、お子さんの成長を記録しましょう。母子健康手帳交付時にお渡しした「母子保健のしおり」に綴じてある「4か月児健康診査受診票(白色の紙)」をご利用ください。

#### ◆10か月児健康診査

生後10か月頃は、おすわり、はいはい、つかまり立ちなどの移動運動ができるようになる頃で、人見知りや物まねなど精神的な面も発達してきます。離乳食を良く食べる子、そうでない子などの個人差も大きくなり、お子さんの成長や発達が心配・・・という悩みも出てくる時期です。10か月児健診を忘れずに受けて、お子さんの成長を記録しましょう。母子健康手帳交付時にお渡しした「母子保健のしおり」に綴じてある「10か月児健康診査受診票(水色の紙)」をご利用ください。

#### ◆1歳6か月児健康診査

1歳6か月頃は、歩けるようになり、言葉の理解も少しずつ進んでくる時期です。育児の上でも赤ちゃんのときとはちがった悩みや心配が出てくる頃です。1歳6か月児健康診査には、医師・歯科医師・保健師などの専門職がいます。

**【内容】**小児科医師・歯科医師診察、身体計測、保健相談、栄養相談、歯科保健相談

※対象児には、実施日の1か月前頃に健診票などを同封のうえ個別通知をします。

#### ◆3歳児健康診査

3歳6か月頃のお子さんは、生活習慣の自立や対人関係も発達し、社会性も芽生えはじめる時期です。3歳6か月児健康診査は、医師・歯科医師・保健師などの専門職がいます。健診を受診した際に心配なことがありましたら、気軽にご相談ください。なお、市が行う無料の健診は、この3歳児健康診査が最後です。必ず受けましょう。

**【内容】**小児科医師・歯科医師診察、身体計測、検尿、保健相談、栄養相談、歯科保健相談、眼科・耳鼻科健診(アンケート)

※対象児には、実施日の1か月前頃に健診票などを同封のうえ個人通知をします。

**【お問い合わせ】**こども家庭支援課 0595-41-1556



## ✿ 5歳児発達相談

集団遊びが楽しめるようになり社会生活を送るための力を養う大切な時期です。保育所(園)・幼稚園での発達の様子を観察します。

◇実施日の約1か月前に保育所(園)・幼稚園から個別に通知します。

**【お問い合わせ】**こども家庭支援課(こども発達支援センター) 0595-22-9627

## ✿ 予防接種

伊賀市ではすべての予防接種を、医療機関で接種いただくことになっています。

※予防接種の種類や時期・伊賀地域で受けられる医療機関等詳しい内容は伊賀市ホームページを参照してください。

接種対象時期になったら、なるべく早く予防接種を受けるようにしましょう。



### 【接種方法】

- ①接種時期になったら、予防接種を希望する医療機関に電話予約する。
- ②事前にお手元にある「予防接種と子どもの健康」に目を通し、予診票に記入をしておく。
- ③予約日に医療機関で予防接種を受ける。

**【当日の持ち物】**母子健康手帳、予診票

**【お問い合わせ】**健康推進課(ハイトピア伊賀4階) 0595-22-9653



## ◆手当・助成金など

### 不妊・不育治療費助成事業

保険診療の生殖補助医療と併用して実施された保険適用外の「先進医療」にかかった費用の一部および不妊・不育治療費(自己負担)の一部について助成します。

**【お問い合わせ】**こども家庭支援課 0595-41-1556

### 出産・子育て応援給付金事業

妊娠中から妊産婦に寄り添いながら、妊娠・出産・子育て期まで一貫した身近な相談支援の充実(伴走型相談支援)と一体的に、出産への関連用品の購入や育児への経済的支援を行います。

① 出産応援ギフト(妊娠後の経済的支援)

妊娠届出を提出した妊婦さんへの保健師・助産師面談時に案内します。

※支給内容:妊婦1人あたり50,000円給付(後日現金振込)

② 子育て応援ギフト(出産後の経済的支援)

妊娠8か月時アンケートに回答された後、出生後のこんにちは赤ちゃん訪問時に案内します。

※支給内容:出生した子ども1人あたり50,000円給付(後日現金振込)

**【お問い合わせ】**こども家庭支援課 0595-41-1556

### 助産施設制度

必要があるにもかかわらず、経済的な理由で病院または助産所に入院できない妊産婦の方を対象に、助産施設(指定病院)で出産していただくための制度です。(事前に申請が必要です)

※出産に係る費用を公費で負担します。 ※収入に応じた負担金があります。

**【お問い合わせ】**こども未来課 0595-22-9677

### 児童手当

中学校卒業までの児童を養育している方に支給されます。

**【支給額(月額)】**

3歳未満:15,000円

3歳以上～小学校修了前:10,000円(第3子以降は15,000円)

中学生:10,000円

所得が制限限度額以上の場合:一律5,000円

※令和4年6月分(令和4年10月支給分)から、所得が特例給付の所得範囲を超える場合  
支給なし

※令和4年度から毎年6月の現況届提出義務が原則なくなりました。提出が必要な方には  
個別に通知します。

### 【支給時期】

原則:6月・10月・2月(支給月の前月分までの手当を支給)

※令和6年10月から、法改正に伴い下記のとおり制度が拡大されます。

- ①支給期間を高校生年代まで延長
- ②所得制限撤廃
- ③第3子以降の支給額を30,000円(月額)に増額
- ④支給月が隔月(偶数月)の年6回へ変更

【お問い合わせ】こども未来課 0595-22-9677

## ✿ 子ども医療費の助成

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、お子さんが病気やケガなどにより健康保険を使っ  
て医療機関で受診した場合、保険診療の自己負担分(2割または3割)を助成します。

【対象】伊賀市に在住の健康保険に加入している0歳から中学3年生までのお子さん

### 【助成方法】

三重県内の医療機関(医科・歯科・調剤薬局・訪問看護ステーション)を受診する場合、受給資  
格証のご提示で窓口でのお支払いが無料になります。

県外の医療機関を受診される場合は、窓口等で自己負担分を一旦お支払いいただき、後日  
領収書を添えて申請いただくと自己負担分を指定の口座へお戻しします。

【お問い合わせ】保険年金課 0595-22-9660

## ✿ 未熟児養育医療給付

出生時体重2,000g以下または生活力が特に薄弱な未熟児であるため医師が

入院養育を必要と認めた場合、必要な医療費が給付されます。

養育医療が必要になった場合、早めに手続きをしてください。

【お問い合わせ】こども家庭支援課 0595-41-1556



## ◆子どもと一緒にでかけよう♪

### ✿ 保育所(園)園庭開放



市内の保育所(園)の園庭を開放しています。

**【お問い合わせ】**各保育所(園)(P.24保育所(園)一覧をご覧ください。)

### ✿ 子育て支援センター

子どもと一緒にでかけて遊んで、保護者同士の交流も深めてみませんか。

名称	ところ	上段/電話番号 下段/ファックス
子育て包括支援センター	ハイトピア伊賀 4 階 (上野丸之内 500 番地)	22-9665 22-9666
青山子育て支援センター	さくら保育園併設 (阿保 1152 番地)	53-0711 53-0712
あやま子育て支援センター	阿山保健福祉センター (馬場 1128 番地の 1)	43-2166 43-1679
いがまち子育て支援センター	いがまち保健福祉センター (愛田 513 番地)	45-1015 45-4880
大山田子育て支援センター	大山田保健センター (平田 639 番地)	47-0088 47-0089
島ヶ原子子育て支援センター	島ヶ原地区市民センター (島ヶ原 4696 番地の 9)	59-9060 59-9062
曙保育園「すくすくらんど」	曙保育園 (上野徳居町 3272 番地の 2)	21-7393 21-2223
森川病院「エンジェル」	森川病院 (上野忍町 2516 番地の 7)	21-2425 24-2815
にんにんパーク ※毎月第 2 日曜日開設	上野南公園 (ゆめが丘 7 丁目 13 番地)	22-9665 22-9666 (子育て包括支援センター)

◇遊び場(プレイルーム)の開放

◇子育て支援のための教室

◇子育てサークルへの活動場所の提供・協力



# 子育て包括支援センター

〒518-0873 伊賀市上野丸之内 500(ハイトピア伊賀4階) 電話:0595-22-9665

子育て包括支援センターは、大切なお子さんと子育てする皆さんがキラキラ輝いてほしいという願いをこめ、保護者の方とともに子どもたちの成長を喜び合っていくためのお手伝いの場として、皆様にご利用していただけるような業務を行っています。



## ● 事業の紹介 ●

### 🌸 フレイルームの開放

月曜日～金曜日・第3土曜日 午前9時～午後5時  
第4日曜日 午前9時～正午(年末年始・祝日を除く)

### 🌸 子育てに関するひろば

**キラキラ**・・・からだ育てにつながるふれあい体操(2歳以上の親子)

**キラキラほし**・・・からだ育てにつながるふれあい体操(今年度2歳になる親子)

**キラキラぶち**・・・親子ふれあい体操・親子あそび(満1歳の親子)

**はいはいたち**・・・親子ふれあい体操・親子あそび(7～11か月までの親子)

**キラキラぴよぴよBaby**・・・赤ちゃんと保護者のリフレッシュの教室(2～6か月までの親子)

**食育事業もぐもぐ**・・・【食】を楽しく学んで親子でクッキングをします(1歳半以上の親子)

**親子でつくろう**・・・親子で製作を楽しみます。(未就園児とその保護者)

**公開講座**・・・市内子育て支援センターを巡回して実施する教室(未就学児とその保護者)

**土曜ふれあい広場**・・・毎月1回、未就学児とその保護者が参加できる広場(第1または第2土曜・10時～正午)

# 青山子育て支援センター

〒518-0226 伊賀市阿保 1152 電話:0595-53-0711

青山子育て支援センターは、青山地域の杉材をふんだんに使い木の暖かみを感じられる施設です。子育て真っ最中の親子が気軽に集い、自由に交流できる場や情報を提供したり、子育ての悩みなどの相談に応じたり、子育ての応援を行っています。



## ● 事業の紹介 ●

### 🌸 フレイルームの開放

火曜日～土曜日 午前9時～午後5時(年末年始・祝日を除く)

### 🌸 子育てに関するひろば

**なかよし広場**・・・ベビーマッサージや季節の行事など

**おともだちあつまれ**・・・0、1歳児・2歳児以上の交流・ふれあいあそびなど

**土曜広場**・・・親子で折り紙などを使って、カレンダーづくりをする

**おはなし会**・・・ボランティアさんによる絵本の読み聞かせ

**親子でリズムック**・・・親子で楽しく体を動かして、音楽遊びを楽しむ

**赤ちゃん体操**・・・親子でふれあいながら、からだやこころほぐしを楽しむ



# あやま子育て支援センター

〒518-1313 伊賀市馬場 1128-1 (阿山保健福祉センター2階)電話:0595-43-2166

あやま子育て支援センターは、お子さんや保護者の方が笑顔で毎日をご過ごしていただけるよう心がけています。子育て中の親子が気軽に参加して頂けるような事業や、相談や交流の場であるプレイルームを開放しています。



## 事業の紹介

### プレイルームの開放

火曜日～土曜日 午前9時～午後5時(年末年始・祝日を除く)

### 子育てに関するひろば

**元気っ子ひろば**・・・親子で参加できる体験や遊びの教室(1歳児以上)

**ぴょっこエフロン**・・・季節にちなんだ食育遊び(1歳半児以上)

**たまぴよサロン**・・・ベビーと保護者のリラックス&リフレッシュ教室(3か月～11か月児)

**親子でリフレッシュ**・・・心と身体の安らぎタイム(未就学児とその保護者)

**みんなあつまれ!**・・・絵本の読み聞かせや手遊びの会(未就学児)

# いがまち子育て支援センター

〒519-1413 伊賀市愛田 513 電話:0595-45-1015

いがまち子育て支援センターは、子育て中の親子が気軽集える場の提供、子育てに関する相談などを行っています。親子のふれあい、地域の方々のふれあいを通して、『子育てはひとりじゃないよ。楽しいよ。』と思えるお手伝いをさせていただいています。



## 事業の紹介

### プレイルームの開放

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時(年末年始・祝日を除く)

### 子育てに関するひろば

**くまっこひろば**・・・お友達と一緒に親子ふれあい遊び・季節の製作遊びなどを楽しむ場です(H30.4.2～R4.4.1生まれの親子対象)

**ぼんだっこひろば**・・・お友達と一緒に親子ふれあい遊び・季節の製作遊びなどを楽しむ場です(R4.4.2～R5.4.1生まれの親子対象)

**こあらっこひろば**・・・お友達と出会い、親子ふれあい遊び・季節の製作遊びなどを楽しむ場です

(R5.4.2～R5.12.31生まれの親子対象)

**赤ちゃんひろばミルクィ**・・・赤ちゃんとお母さんが気軽集える場です(R6.1.1生以降生後3か月以上の親子対象)

**おはなしひろば“わくわく”**・・・気軽に絵本に親しみふれあえる場です(未就学児対象)

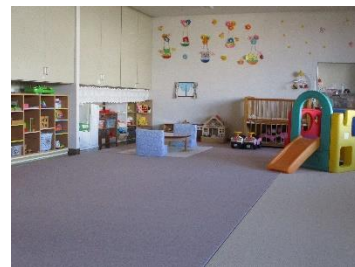
**プレイルームで遊ぼう“らぶらぶひろば”**・・・月に4、5回程度(金曜日または月曜日)親子の交流の場として自由に遊べるひろばです。(未就学児対象)



# 大山田子育て支援センター

〒518-1422 伊賀市平田 639 番地(大山田保健センター内) 電話:0595-47-0088

大山田子育て支援センターは、親子が気軽に集い、交流を深めるきっかけをすることで、楽しく語り合い、子育ての“わ”が広がるお手伝いをさせていただけるよう、そして、いつも笑顔や笑い声あふれる居心地よい場所でありますように…と次のような事業に取り組んでいます。



## 事業の紹介



### プレイルームの開放

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時(年末年始・祝日を除く)



### 子育てに関するひろば

**おたのしみひろば**…運動あそびや季節の行事など親子で楽しめるひろばです。

**のびっこひろば**…からだ育てにつながるあそびや教室をします。

**わんわんひろば**…絵本の読み聞かせやふれあいあそびと、親子でからだを動かしてあそぶひろばです。

# 島ヶ原子子育て支援センター

〒519-1711 伊賀市島ヶ原 4696-9 電話:0595-59-9060

島ヶ原子子育て支援センターは、子育て中の『だれでも』『いつでも』『気軽に集える場所』を開放し、子育てに役立つ情報提供や、子育てサークルの活動のサポートなどしています。楽しみながら子育てをしていただけるよう、いろいろな事業に取り組んでいます。



## 事業の紹介



### プレイルームの開放

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時(年末年始・祝日を除く)



### 子育てに関するひろば

**ほっぺ**…今年度の生まれの親子・妊婦を対象に、リラックスしながら集い、子育てに必要な知識を楽しく学んでいく教室

**だっこ**…今年度1歳になる親子対象に、親子のスキンシップを大切にし、子育てに必要な知識も学べる教室

**だいすき**…今年度2歳になる親子から未就園児を対象に、子育てや子どもの成長を振りかえり、親子のふれあいを楽しむ教室

**わくわくひろば**…0歳から未就学児の親子対象に、体を動かしたり、音楽にふれあったり、毎月内容を変えて楽しめる教室

**プレイルームでアート**…プレイルームで写真を自由に楽しくスクラップブック

## すくすくらんど(曙保育園)

〒518-0856 伊賀市上野徳居町 3272-2 電話:0595-21-7393

子育て支援センター「すくすくらんど」は、地域の子育て家庭の親子に保育園を開放し、親子がふれあいを楽しみながら子育てができるよう、すくすくひろばなどを開いています。また、子育てサークルの支援や地域との交流も図っています。



ひまわりホール

### 事業の紹介

#### 保育園・すくすくらんどの開放

♪利用日 月曜日～金曜日(年末年始・祝日は除く)

♪利用時間 午前10時～午後4時

**すくすくひろば**・・・親子がふれあいを楽しみながら遊んだり、保護者の皆様が交流したりできる場となるようにしています。また誕生会や季節にあわせたあそびを楽しみます。

**本とおもちゃルームぐるんぼ**・・・親子で絵本を読んだり、たくさんある木製のおもちゃで遊べます。絵本ボランティア“もこもこ”さんによる絵本タイムもあります。

**園庭開放**・・・保育園の遊具や砂場で遊びます。

**すくすく通信**・・・子育てに役立つ情報の提供をします。

**地域サークル支援**・・・地域の子育てサークルに出かけて、親子のあそびなどを紹介します。

**育児相談**・・・保育士や看護師、管理栄養士による電話相談、面接相談、訪問相談をします。

## エンジェル(森川病院)

〒518-0854 伊賀市上野忍町 2516-7 電話:0595-21-2425

子育て支援センター「エンジェル」は、妊娠中から出産後、主に乳幼期まで継続した子育て支援を行っております。サークル、保健相談の実施、活動の場の提供、育児や子育てに関する情報の提供等を行っております。

### 事業の紹介

**開放日時** 月・水・金・土・日曜日 正午～午後5時(年末年始・祝日を除く)

**保健面談** 面接相談 毎週月・木・土の3回(祝日を除く)

月・木 午前10時～午後3時30分 土 午前10時～午後3時

電話相談 毎週月～土曜日(祝日を除く)

月～金 午前10時～午後3時30分 土 午前10時～午後3時

**親子教室(エンジェルサークル)**・・・季節行事や絵本の読み聞かせなど月齢に応じて実施します。

**赤ちゃんなんでも相談**・・・集まったお母さんたちとお話を楽しんだり身長・体重計測をします。

**離乳食教室**・・・管理栄養士による離乳食の始め方、月齢にあったすすめ方や悩み相談に応じます。

## ◆手助けが必要なとき・・・

### 伊賀市ファミリー・サポート・センター

子育てを助けて欲しい人(依頼会員)と子育てのお手伝いができる人(提供会員)からなる会員組織で、センターのアドバイザーがお互いの希望を考慮し、依頼会員と提供会員の信頼と了解の上で一時的にお子さんをお預かりします。

#### 【依頼会員】

子育てを助けて欲しい人…伊賀市内に在住または在勤する人で、おおむね3か月から小学校6年生までの子どものいる人

#### 【提供会員】

子育てのお手伝いができる人…伊賀市内に在住する人で、センターが実施する講習を受講した人

#### 【どんな援助があるの?】

- ・保育所(園)・幼稚園・小学校の通学、登下校前後の預かり及び送迎
- ・保護者等の冠婚葬祭時、外出時、求職活動時などの預かり
- ・軽い病気、病後児(病気の回復期にある子ども)の預かり など

#### 【援助を受けるためには・・・】

- ・依頼会員の事前登録が必要です。
- ・登録の入会金、年会費は無料です。



#### 【利用報酬は・・・】

	通常預かり	緊急・病児預かり
午前7時～午後7時	700 円/時間	1,000 円/時間
それ以外の時間帯	800 円/時間	1,200 円/時間
宿泊 午後 10 時～翌朝 6 時		5,000 円/回

- ・兄弟姉妹など同一世帯の複数の子どもを預ける場合や、キャンセル料・交通費・食事代等について、細かい基準があります。
- ・生活保護世帯、児童扶養手当受給世帯の利用助成があります(利用後に申請が必要)。

詳しくは、伊賀市ファミリー・サポート・センターまでお問い合わせください。

【お問い合わせ】伊賀市ファミリー・サポート・センター(ハイトピア伊賀4階)

0595-26-7830

#### 伊賀市ファミリー・サポート・センターを利用する場合の幼児教育・保育の無償化について

未就学児で、保育の必要性認定を受けることで伊賀市ファミリー・サポート・センターの利用料が無償化となります。ただし、送迎のみの利用では対象外となります。詳しくは保育幼稚園課へお問い合わせください。

## ✿ 子育て支援ヘルパー派遣事業

母親が出産前後で体調不良等のため家事や育児が困難であるにも関わらず、お手伝いをしてくれる人がいない家庭などにホームヘルパーを派遣し、家事や育児の支援を行います。

**【対象】**伊賀市在住(住民登録がある)の方

妊娠中(届出日)から満1歳未満の児童を養育している方

家事や育児が困難であるにもかかわらずお手伝いをしてくれる人がいない方

**【利用時間】**妊娠届出日から子どもが1歳になるまで

(ただし年末年始 12/29~1/3 の間を除く)

**【利用回数】**50 回まで(多胎児の場合は 80 回まで)

**【利用時間】**午前 8 時~午後 6 時

1回2時間を限度とし、1日2回まで(最大4時間)

**【利用料金】**生活保護世帯...1 時間まで 0 円

ひとり親家庭等医療助成受給世帯...1 時間まで 350 円

市民税非課税世帯...1 時間まで 350 円

その他の世帯...1 時間まで 700 円

**【お問い合わせ】**子育て支援室 (ハイトピア伊賀4階)

0595-22-9665



## ✿ 一時預かり(一時保育)

保護者の仕事や病気、緊急時に家庭において保育が困難な場合や、保護者の育児疲れなど心身の負担を軽減するために、一時的にお子さんを保育所(園)でお預かりします。

**【利用対象】**市内にお住まいの0歳(生後57日目以降)から小学校就学前までのお子さん  
<非定型的保育>

保護者のパートタイム就労や、技能取得のための職業訓練校への通学などによって、ご家庭での保育が継続的に困難となるお子さん

<緊急保育>

保護者の病気や出産、家族の看護や冠婚葬祭などで、家庭での保育が一時的に困難となるお子さん

<私的理由による保育>

保護者の育児に伴う心身の負担を軽減するための保育が必要となるお子さん

**【利用料金】**3歳未満児:1日2,000円

3歳以上児:1日1,500円

(年齢は、4月1日現在の満年齢) ※別途、登録料、保険料がかかります。

**【申込方法】**お子さんの保険証・母子健康手帳、申請者の本人確認証(マイナンバーカードや運転免許証など)を持って、利用を希望する保育所(園)へ登録申請してください。(一時預かりを希望する理由によっては、就労などの証明書、疾病や看病などについては診断書の提出が必要になる場合があります。)

保育所(園)にて簡単な聞き取りを実施し、利用可能となります。

**【利用時間】**月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時まで

土日祝日・12/29～1/3 はお休みです。

※一時預かりを実施している園は、P.24保育所(園)一覧をご覧ください。

**【お問い合わせ】**保育幼稚園課 0595-22-9655

## 休日保育

日曜日や祝日に保護者の仕事や病気などによる必要時に保育します。利用するには事前登録が必要です。

**【実施園】**曙保育園(P.24保育所(園)一覧をご覧ください。)

**【利用対象】**市内にお住まいの0歳(生後57日目以降)から小学校就学前までのお子さん  
曙保育園への入所の有無に関係なくご利用いただけます。(定員概ね10人)

**【利用料金】**3歳未満児 1日2,600円

3歳以上児 1日2,000円

※別途、登録料、保険料がかかります。

※支給認定を受け保育所等に入所している児童が、保護者のいずれもが保育所利用の事由により常態的に日曜日や祝日の保育が必要であると認められる場合で、休日保育利用日の前後1週間の平日を1日休むことで、休日保育料は減免になります。必要書類や申込方法は在籍する保育所等にお問い合わせください。

**【申込方法】**曙保育園へ申請書を提出。詳しくは曙保育園へお問い合わせください。

**【利用時間】**日祝日・12/29.30 午前8時30分～午後5時まで  
(12/31～1/3 はお休みです。)

**【お問い合わせ】**保育幼稚園課 0595-22-9655

## 子育て短期支援(ショートステイ)事業

病気や疲労などで、育児が困難な保護者をサポートするため委託契約した乳児院や児童養護施設で宿泊を伴ってお子さんをお預かりします。

**【対象】**一時的に育児が困難になっている保護者

**【利用日数】**7日以内

**【手続き】**こども家庭支援課

**【費用】**生活保護世帯0円

市民税非課税世帯(2歳児未満)1,100円(日額)

市民税非課税世帯(2歳児以上)1,000円(日額)

その他の世帯(2歳児未満)5,350円(日額)

その他の世帯(2歳児以上)2,750円(日額)

**【お問い合わせ】**こども家庭支援課 0595-22-9609





## 病児保育事業

普段は保育所(園)などに通っているお子さんが、病気や病気の回復期にあることから保育所(園)などでの集団生活が難しく、かつ保護者の就労などによって保育を行うことができない場合にお預かりする、病児保育事業を医療法人グリーンスWORDに委託し、ゆめこどもクリニック伊賀病児保育室で実施しています。

**【場 所】** 伊賀市小田町 258 番地の2

ゆめこどもクリニック伊賀病児保育室

**【対象者】** 小学校、保育所(園)、幼稚園などに通う生後6か月以上の児童

**【対象疾患】** 感冒、消化不良症(感染性胃腸炎)等、子どもが日常罹患する疾患や感染性疾患(麻疹、水痘、風疹等)、喘息等の慢性疾患など

**【利用料】** 1 日子ども1人あたり

1. 市町村民税所得割課税世帯 1,000 円

2. 市町村民税課税世帯(1に該当する世帯を除く) 500円

3. 市町村民税非課税世帯または生活保護世帯 無料

**【利用時間】** 月・火・水・金曜日 午前9時～午後6時まで

土曜日 午前 9 時～午後5時まで

(ゆめこどもクリニック伊賀の休診日はお休み。)

**【お問い合わせ】** ●病児保育室の予約等に関すること

ゆめこどもクリニック伊賀 病児保育室 0595-24-7605

●病児保育事業に関すること

こども未来課 0595-22-9677



## 里親制度

里親登録をした方が、様々な理由で親と一緒に暮らせない児童(18歳未満)を、養子縁組だけではなく児童に必要な期間、温かい愛情と、家庭的雰囲気の中で継続的に、または一時的に養育する制度です。

**【相談先】**伊賀児童相談所 里親担当 0595-24-8060

里親なんでも相談所「ほっこり」 0595-41-1144



「ほっこりす」



◆相談したい・・・

## ✿ 乳幼児相談

定期的に、保健センターなどで身体計測、発育・発達・食事などの育児に関する相談を実施しています。

【実施日】日程など詳細は、ホームページをご覧ください

【場 所】伊賀市保健センター・いがまち保健福祉センター・青山子育て支援センター

【対 象】乳幼児とその保護者

【お問い合わせ】子育て支援室(ハイトピア伊賀4階) 0595-22-9665

## ✿ 離乳食教室

離乳食の作り方を、実際に調理しながら学べます。

【実施日】日程など詳細は、ホームページをご覧ください

【場 所】伊賀市保健センター(ハイトピア伊賀4階)

【対 象】<調理実習編>

前期:離乳食開始頃のお子さんの保護者

後期:3回食開始頃のお子さんの保護者

【お問い合わせ】子育て支援室(ハイトピア伊賀4階) 0595-22-9665



## ✿ みえ子ども医療ダイヤル

子どもの急な病気や事故、薬に関することについて、医療関係の専門相談員が電話による相談に365日体制で応じます。

【対 象】18歳未満の子どもおよびその家族

【受付時間】月曜日から土曜日 午後7時30分～翌朝午前8時

日曜日・祝日・年末年始 午前8時～翌朝午前8時(24時間)

【連絡先】「#8000」

※ダイヤル式、ひかり電話、IP電話など上記の電話番号ではつながらない場合は

「059-232-9955」へおかけください

## ✿ 伊賀市救急・健康相談ダイヤル24

病気や怪我などで救急車を呼ぶか迷っている場合など心と体のさまざまな相談に24時間365日体制で応じます。

【連絡先】0120-4199-22



## 子育てに関する相談窓口

### ◇子育て電話相談

保健師や栄養士・保育士などの専門職が相談に応じます。

<b>【お問い合わせ】</b> こども家庭支援課	0595-41-1556
子育て支援室/子育て包括支援センター	0595-22-9665
地域包括支援センター東部サテライト	0595-45-1016
地域包括支援センター南部サテライト	0595-52-2715

### ◇家庭児童相談・こども家庭総合支援拠点

子どもの養育・虐待等に関する相談に応じます。

**【お問い合わせ】**こども家庭支援課 0595-22-9609

### ◇女性相談

女性が抱えるさまざまな悩みの相談に応じます。

配偶者やパートナーからの暴力(DV)を受けたとき、セクシャルハラスメント(セクハラ)、ストーカー被害、法律に関すること、離婚、金銭トラブルなどの相談に対応します。

**【お問い合わせ】**こども家庭支援課 0595-22-9609



### ◇母子・父子自立相談

ひとり親家庭のさまざまな問題、親の就労、母子福祉資金、寡婦福祉資金・父子福祉資金の貸付などの相談に応じます。

**【お問い合わせ】**こども家庭支援課 0595-22-9609

### ◇子どもの発達相談

子どもの成長や発達などの相談に応じます。

**【お問い合わせ】**こども家庭支援課(こども発達支援センター) 0595-22-9627

## ◇児童虐待に関する相談

伊賀児童相談所 0595-24-8060  
児童相談所虐待ダイヤル 189(イチハヤク) 通話料無料  
こども家庭支援課 0595-22-9609



## ◇親子のための相談 LINE

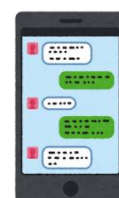
子どもとその保護者の方などを対象とした、子育てや親子関係の悩みなどに関する相談を受け付けます。

**【受付時間】**月曜日から金曜日 午前10時～午後8時

祝日、休日及び年末年始(12月29日～1月3日まで)

**【お問い合わせ】**児童相談所相談専用ダイヤル

0120-189-783 (24時間365日対応 通話無料)



## ◇ひとり親家庭の相談

ひとり親家庭を対象とした、育児の悩みや就労、就業につながる資格取得などに関する相談を受け付けます。

**【受付時間】**月曜日から金曜日 午前10時～午後4時

第1・第3日曜日 午前10時～午後4時

※日曜日は要予約、就業相談のみ

**【お問い合わせ】**三重県母子・父子福祉センター 059-228-6298



◆保育所（園）・幼稚園・認定こども園に入りたいとき・・・

✿ 保育所(園)・幼稚園・認定こども園を探す

	保育所名	所在地	電話番号	子育て支援事業
公立	猪田保育所	猪田 1470-1	0595-21-4720	延長
	神戸保育所	上神戸 764-3	0595-38-1303	延長
	しろなみ保育所	久米町 103-1	0595-21-1866	延長・一時
	新居保育所	西高倉 4642-1	0595-21-2952	延長・一時
	柘植保育園	柘植町 1888	0595-45-2125	延長
	西柘植保育園	新堂 118-1	0595-45-3178	延長・一時
	壬生野保育園	川東 2652	0595-45-3179	延長
	希望ヶ丘保育園	希望ヶ丘西 4-5-30	0595-45-7111	延長・一時
	島ヶ原保育所	島ヶ原 4736	0595-59-3058	延長・一時
	あやま保育所	馬場 1090-2	0595-43-0120	延長・一時
	ともだ保育所	中友田 1311-1	0595-43-1077	延長
	たまたき保育所	玉瀧 9530-1	0595-42-1602	延長
	大山田保育園	平田 7	0595-47-0002	延長・一時
	さくら保育園	阿保 1152	0595-52-0136	延長・一時
私立	曙保育園	上野徳居町 3272-2	0595-21-2222	延長・一時・休日
	睦保育園	上野桑町 2173	0595-21-2244	延長
	三田保育園	三田 1668	0595-21-1965	一時
	中瀬城東保育園	西明寺 118	0595-21-1937	延長
	友生保育園	上友生 675	0595-21-4804	一時
	花之木保育園	大内 792-1	0595-23-1048	一時
	長田保育園	長田 2297	0595-21-3855	一時
	みどり保育園	上野車坂町 655-4	0595-23-0204	延長
	ひかり保育園	小田町 141-1	0595-23-0139	延長
	みどり第二保育園	緑ヶ丘本町 1681-2	0595-23-5071	延長・一時
	府中保育園	東条 74	0595-23-8393	延長・一時
	ゆめが丘保育園	ゆめが丘 5-14-1	0595-22-9955	延長
	いなこ保育園	市部11-1	0595-36-9003	延長

	幼稚園名	所在地	電話番号	子育て支援事業
公立	桃青の丘幼稚園	上野丸之内 177-1	0595-26-5770	一時(幼稚園型)
私立	白鳳幼稚園	上野伊予町 1067-1	0595-21-0091	一時(幼稚園型)

認定こども園名		所在地	電話番号	子育て支援事業
私立	認定こども園 青山よさみ幼稚園	柏尾 1397-14	0595-52-0433	一時(幼稚園型)

## 入所・入園の申込をする

### 保育所(園)・認定こども園の場合



保育所(園)・認定こども園(2号・3号)の入所の申し込みについて

#### 【一斉申込期間】

入所を希望する年度の前年10月中旬から下旬(予定)までが申込期間となります。

ただし、この期間を過ぎても随時申込みできますので詳しくは保育幼稚園課までお問い合わせください。

※一斉申込期間を過ぎた場合は、期間内に申し込まれた方よりも入所調整の優先度が下がりますのでご了承ください。

#### 【未出生児の入所申込について】

現在妊娠中で出産予定児童の入所を希望する場合について、申し込み時点で未出生であっても申込みができます。

ただし、保育所(園)は生後57日以降の翌月初日から、認定こども園は生後6か月以降の翌月初日から利用可能となります。

#### 【提出書類について】

##### 1. 保育所(園)利用申込兼教育・保育給付認定申請書

児童1名につき、1枚の申込となります。

※手続きには、申請児童と申請児童の保護者のマイナンバー(個人番号)の提出が必要となります。マイナンバー申告書及び本人確認書類を提出してください。

##### 2. 口座振替依頼書

口座振替は一世帯につき一口座ですので、兄弟姉妹2人以上の入所を希望の場合でも1枚(一口座)の申請となります。(3枚複写)

##### 3. 添付書類

保育ができない状況を証明する下記のいずれかの書類を提出してください。

###### ●就労(予定)証明書

会社員、自営業、パート等の方、就労予定の方(自営業・農業を除く)

###### ●求職活動申告書・誓約書

保護者が求職中の方、または就労(予定)証明書が提出できない就労予定の方

###### ●診断書等

保護者が病気または病人の看護が理由で入所を希望される方

###### ●母子健康手帳の写し

母親が入所時において妊娠中、または出産後2か月までの方

## ◇入所の決定について

入所希望者が多数の場合は、保護者の就労や家庭の状況、兄弟姉妹の入所状況等を総合的に判断し、「伊賀市子ども・子育て支援法による教育・保育給付認定並びに教育・保育施設等の利用調整及び選考に関する規則」に沿って利用調整します。なお、4月から入所決定された方については、2月中旬に入所承諾通知書等を送付します。5月以降が入所月の方は、入所月の前月に送付します。また、4月から新規入所される方については、3月に各施設で入所説明会等を開催します。

## ◇保育料について

国の幼児教育・保育の無償化制度により、保育所(園)・幼稚園・認定こども園を利用する3歳児クラス以上の子どもの保育料は無償です。なお、0歳児クラスから2歳児クラスの保育料は、父母の課税状況(市民税)により決定します。ただし、父母以外の者(祖父母など)が主たる生計維持者の場合は、祖父母などの課税状況(市民税)により決定します。また、年度途中(9月)で最新の市民税額により保育料の見直しを行います。

※同時に2子が入所(園)される場合の2子目の保育料は半額になります。

※第3子以降のお子さんについては、保育料は無償となります。

※保育料決定後、確定申告等で所得等の修正をされるなど、課税状況に変更があった場合、変更のあった翌月から保育料の見直しをさせていただきます。

※通園送迎費、教材費、行事費等は無償化対象外のため、保護者負担となります。

## ◇副食費(給食費)等について

市内に住所を有し、市内外の保育所(園)・幼稚園・認定こども園、認可外保育施設等を利用する3歳児クラス以上のお子さんの副食費(上限4,700円)は無償です。

※主食は持参、または利用施設(施設で提供されている場合)への支払いとなります。

※認可外保育施設、市外の保育所(園)・幼稚園・認定こども園を利用する場合は、別途手続きが必要となります。

※副食費とは、おかずとおやつ等の費用です。



### ◇使用済み紙おむつの処分について

市内の保育所(園)・認定こども園では使用済み紙おむつは保護者の方に返却せず、それぞれの利用施設で処分します。なお、お子さんの紙おむつやおしりふきは引き続きご持参をお願いします。また、病気が疑われる場合など一部の使用済み紙おむつについては、病院受診などを目的に返却することがあります。

### ◇障がいのあるお子さんの入所について

保育所の入所基準に該当し、そのうえ児童の心身に障がいがある場合、受け入れ体制等考慮するうえで必要となりますので、専門医または専門機関(児童相談所)の意見書を添付してください。これによらない場合は、保育幼稚園課にご相談ください。障がい児施設として伊賀市では、心身障害児療育施設「かしのみ園」を設置しています。

心身障害児療育施設「かしのみ園」 社会福祉法人伊賀市社会事業協会  
〒518-0832 伊賀市上野車坂町 655-4 0595-23-0188



## 幼稚園の場合

幼稚園・認定こども園(1号)の入園の申し込みについて



### ●桃青の丘幼稚園、白鳳幼稚園、認定こども園青山よさみ幼稚園(1号)

受付期間 翌年度の新規の申込みは、前年度の9月下旬頃からを予定しています。例年、受付期間が異なる場合がありますので、期間については保育幼稚園課または各園へお問い合わせください。受付期間終了以降も定員に空きがあれば申込みの受付は各園で行います。

【お問い合わせ】保育幼稚園課 0595-22-9655

## 伊賀市独自の子育て世帯への支援制度(保育所等編)

### ●第3子保育料等無償化

生計を一にする兄弟が2人以上いる場合の保育料は無償です。

### ●NEW! 副食費の無償化

市内に住所を有し、市内外の保育所(園)・幼稚園・認定こども園、認可外保育施設等を利用する3歳児クラス以上のお子さんの副食費(上限4,700円)は無償です。

### ●NEW! 使用済み紙おむつの持ち帰り廃止

市内の全ての保育所(園)・認定こども園では、使用済み紙おむつの持ち帰りはありません。

## ◆小・中学生になったら・・・

### ✿ 小学校に入学する前の健康診断(就学時健康診断)

翌年の4月に小学校に入学するお子さんを対象に健康診断を10月から11月にかけて就学予定の各学校で行います。

10月上旬にご案内します。

**【お問い合わせ】**学校教育課 0595-22-9648



### ✿ 小・中学校の入学は？

小・中学校に入学するお子さんの保護者に1月末に入学通知書を送付します。入学する学校は、住民基本台帳に基づき教育委員会が指定します。

※国立・県立・私立学校へ入学される児童・生徒の保護者は、教育委員会へ届出てください。

#### ◀届出に必要なもの▶

- ・入学通知書、保護者の本人確認書類(保護者以外が申請される場合、保護者と届出者の本人確認書類が必要です。)、入学する学校の入学許可書(合格通知書等)の写し

### ✿ 転校の手続き

#### ◇伊賀市内での転校

- ・在学期で転校する旨を申し出て、「在学証明書」と「教科書給与証明書」をもらってください。
- ・本庁住民課または、各支所で転居手続きを行い、学校教育課または各支所で「転入学通知書」の交付を受けてください。
- ・「転入学通知書」、「在学証明書」、「教科書給与証明書」を転校先の学校へ提出してください。

#### ◇市外への転出

- ・在学期で転出する旨を申し出て、「在学証明書」と「教科書給与証明書」をもらってください。
- ・本庁住民課または、各支所で転出手続きを行います。
- ・「在学証明書」、「教科書給与証明書」をもって転出先の市町村へ行き、転入と転入学の手続きをしてください。

#### ◇市外からの転入

- ・転入前の在学期で「在学証明書」と「教科書給与証明書」をもらってください。
- ・本庁住民課または、各支所で転入手続きを行い、学校教育課または各支所で「転入学通知書」の交付を受けてください。
- ・「転入学通知書」、「在学証明書」、「教科書給与証明書」を転入先の学校へ提出してください。

## 指定校区外就学について

小・中学校の学区は、通学距離や地理的理由、自治会区域等により定めています。原則として、児童・生徒の住民基本台帳に基づき教育委員会が指定した学校に就学することになります。理由があつて指定校以外の学校に就学(指定校区外就学)を希望される場合は、教育委員会へご相談ください。

### 【手続き】

指定校区外就学の許可を受けようとする場合は、保護者の方が教育委員会へ申出てください。(理由によっては認められない場合もありますので許可基準をご覧ください)

### 【手続きに必要なもの】

- ・指定校区外就学申請書(教育委員会にあります)
- ・印鑑
- ・その他必要書類(許可基準参照)

【お問い合わせ】学校教育課 0595-22-9648



### ＜指定校区外就学許可基準＞

指定校区外就学が認められる場合は、おおむね下記のとおりです。

その他の事情がある場合は、教育委員会へご相談ください。

理由	対象者	期間	必要書類
学期途中の転居	小学校全学年 中学校全学年	学期末まで	なし
学年途中の転居	小学校6年生 中学校3年生	学年末(卒業)まで	なし
住宅の新築・改築等による 転居	小学校全学年 中学校全学年	住宅完成まで	建築・改築の確認が できる書類
住民票のみの異動 (住宅購入・借入等のため)	小学校全学年 中学校全学年	転居する日まで	証明できる書類
両親共働きのため帰りが 遅く祖父母宅から通学す る	小学校全学年	学年末まで	祖父母の預り証 保護者の就労証明
放課後児童クラブを利用 する			放課後児童クラブ 入会決定通知書の 写し
保護者の勤務地から通学 (自営業に限る)する			自営業申出書

※上記理由が一年以上継続する場合は、一年ごとに更新が必要です。

## 相談したい・・・

### ◇伊賀市教育支援センター「ふれあい教室」

学校生活や不登校に関する相談、家庭での子育てに関する相談に応じます。

**【お問い合わせ】**伊賀市教育支援センター「ふれあい教室」 0595-24-0783



## 就学援助制度について

就学援助とは、経済的な事情で義務教育の費用にお困りの方に対して、学用品といった学校に納入した費用の一部を援助する制度です。

### **【対象者】**

伊賀市在住で、公立小・中学校に在学している児童・生徒の保護者で次のいずれかに該当する方です。

- ・世帯全員の所得合計額が少なく、経済的に困っている方
- ・保護者の失業など、特別な事情がある方

### **【申請手続き】**

毎年4月に学校を通じて「就学援助制度のお知らせ」を配布しています。援助を希望される方に申請書をお渡ししますので、各小・中学校または教育委員会までお申出ください。

※就学援助は自動的に更新しません。今まで援助を受けていた方も継続して援助を希望される場合は、改めて申請が必要です。

### **【提出先】**

在学する学校へ提出してください。

※兄弟姉妹が小・中学校に分かれて在学している場合は、それぞれの学校へ提出してください。

### **【提出期限】**

年度当初の提出期限は4月末ですが、突然の解雇や倒産で経済状況が急変するなど、年度途中で援助を希望する場合は、随時申請を受け付けていますので2月末までに申請書を提出してください。

※申請書の提出忘れ、遅れについてはさかのぼって認定できません。

### **【認定結果】**

申請者(保護者)あてに「認定結果通知書」を郵送します。

**【お問い合わせ】**学校教育課 0595-22-9648



## 放課後児童クラブ

学校終了後、共働きなどで保護者が家庭にいない小学生の児童を対象に、支援員が家族に代わって適切な遊びや生活の場を提供します。

### ◇伊賀市放課後児童クラブ一覧

名 称	電話番号	小学校区	所 在 地	定員
放課後児童クラブ フレンズうえの	0595- 22-0033	上野東	緑ヶ丘中町 4354	40
放課後児童クラブ 第2フレンズうえの	0595- 21-8118	上野東	緑ヶ丘本町 4153	60
放課後児童クラブ キッズうえの	0595- 24-4440	上野西	上野徳居町 3276	40
放課後児童クラブ ふたば	0595- 21-0005	上野西	上野紺屋町 3181	70
上野北放課後児童クラ ブ	0595-51- 8368	上野北	東高倉 2055	45
放課後児童クラブ ウイングうえの	0595- 24-8181	府中	西条 114	40
中瀬放課後児童クラブ 「ネバーランド」	0595- 23-0010	中瀬	西明寺 105	30
放課後児童クラブ 風の丘	0595- 22-8805	友生	ゆめが丘2-11	60
放課後児童クラブ 第2風の丘	0595- 23-2009	友生	ゆめが丘6-6	60
三訪放課後児童クラブ	0595- 51-6831	三訪	三田 986-1	25
柘植放課後児童クラブ	0595- 45-3010	柘植	柘植町 2343	30
成和西放課後児童クラ ブ	0595- 51-4122	成和西	大内 751-1	30
成和東放課後児童クラ ブ	0595- 24-0200	成和東	猪田 1350	30
西柘植放課後児童クラ ブ	0595- 45-3055	西柘植	新堂 160	20
壬生野放課後児童クラ ブ	0595- 45-7900	壬生野	川東 1659-5	40
島ヶ原放課後児童クラブ	0595- 59-3345	島ヶ原	島ヶ原 4696-9	20
阿山放課後児童クラブ 「ポップコーン」	0595- 43-1210	阿山	馬場 1045	50



大山田放課後児童クラブ「あっとほうむ」	0595-47-1717	大山田	平田 25	30
放課後児童クラブ「げんきクラブ」	0595-52-3591	青山	桐ヶ丘2-266	55
いが放課後児童クラブ	0595-23-6587	上野東・上野西等	久米町 872-1	20
放課後児童クラブふえるまーた	0595-51-5822	上野南	沖 266-1	35

#### ◇放課後児童クラブ利用申込みについて

※いが放課後児童クラブおよび放課後児童クラブふえるまーたについては個別にお問い合わせください。

**【受付期間】**翌年度の利用申込みは、前年度の11月中旬から11月末の期間で受け付けます。

**【提出書類】**利用申請書を、利用を希望する放課後児童クラブへ提出してください。

※受付期間終了以降でも、こども未来課にて随時申込みの受付は行っています。ただし、お申込みの時点でクラブに空きがない場合には、ご利用いただくことができません。詳しくは、こども未来課までお問い合わせください。

**【お問い合わせ】**こども未来課 0595-22-9677



◇放課後児童クラブ

【利用料金】下記の一覧をご覧ください。

区分	単位期間	児童1人当たりの金額	長期休業期間の利用加算	
年間を通して利用(平日の放課後・夏休みなども使う)の場合 ※年度途中の利用又は中止を含む	1 カ月	8,000 円	学年始 1,000 円 夏 季 8,000 円 冬 季 2,000 円 学年末 1,000 円	
通常のみ利用(平日の放課後のみ使う)場合 ※年度途中の利用又は中止を含む	1 カ月	8,000 円	—	
学校の休業日の期間中のみ利用(平日の放課後は使わない)の場合	学年始休業日の期間	3,000 円	—	
	夏季休業日の期間	20,000 円	—	
	冬季休業日の期間	4,500 円	—	
	学年末休業日の期間	3,000 円	—	
平日の延長利用の場合 (午後6時から午後7時) ※ただし、実施可能な児童クラブのみ	1 日	200 円	—	
長期休業期間中の早朝利用の場合 (午前7時 30 分から午前 8 時) ※ただし、実施可能な児童クラブのみ	1 日	200 円	—	
土曜日の開設がある場合	年間の利用者	1 日	1,500 円	—
	上記以外	1 日	2,000 円	—
一時利用(月 7 日以内)  ※ただし、実施可能な児童クラブのみ ※定員がいっぱいの場合は希望日に利用ができないこともあります。	1 日	500 円	500 円	

【お問い合わせ】こども未来課 0595-22-9677

## ◆障がいのあるお子さんの支援

### ✿ 手帳の交付



#### ◇身体障害者手帳

けがや病気などにより身体に永続する障がいがある人は、医師の診断書に基づき1級から6級までの手帳の交付を受けることができます。手帳が交付されると、申請により等級に応じた福祉サービス等が利用できます。

**【対象者】**身体に障がいがあるため社会的、日常生活に制限を受ける人

**【お問い合わせ】**障がい福祉課 0595-22-9656

#### ◇療育手帳

知的機能に障がいがあり日常生活に支障があったり、判断能力が不十分な場合、児童相談所や三重県障害者相談支援センターの判定に基づき、A1(最重度)、A2(重度)、B1(中度)、B2(軽度)までの手帳の交付を受けることができます。手帳が交付されると、申請により区分に応じた福祉サービス等が利用できます。

**【対象者】**伊賀児童相談所(18歳未満の場合)において知的障がいと判定された人

※ただし18歳以上の場合は、三重県障害者相談支援センター

**【お問い合わせ】**伊賀児童相談所 0595-24-8060

#### ◇精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのために、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人は、医師の診断書などに基づき、1級から3級までの手帳の交付を受けることができます。手帳の有効期間は2年です。手帳が交付されると、申請により等級に応じた福祉サービス等が利用できます。

**【対象者】**初診の日から6カ月以上経過した精神疾患がある人

**【お問い合わせ】**障がい福祉課 0595-22-9656



## 手当や医療費

### ◇特別児童扶養手当

20歳未満の中度・重度の障がいがある児童を養育監護している養育者に支給される手当です。

**【対象者】**20歳未満で下記に該当する障がいのある児童を養育監護している人

- ①身体障害者手帳1級または2級、または療育手帳A
- ②身体障害者手帳3級または4級の一部、または療育手帳Bの一部

※ただし内部障がいについては該当しない場合があります。

**【支給額】**1級障がいの場合：月額 55,350 円

2級障がいの場合：月額 36,860 円

**【支給時期】**原則として4月・8月・11月に4か月分の手当を支給

**【お問い合わせ】**こども未来課 0595-22-9677

### ◇障害児福祉手当

重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする児童に支給される手当です。

**【対象者】**20歳未満の障がいがある児童で、診断書により対象と認められた人

**【支給額】**月額 15,690 円(年 4 回支給)

※施設に入所中の児童は対象となりません。

※本人、扶養義務者などの所得が限度額以上の場合は支給されません。

**【お問い合わせ】**障がい福祉課 0595-22-9656

### ◇自立支援医療制度(育成医療)

現在持っている障がいまたは抱えている疾患の治療を行わないと将来的に障がいを残すと認められる場合に、その医療費の一部を公費で負担します。

**【対象者】**18歳未満で、医療を行うことで確実な治療の効果が見込める人

・自己負担について・・・原則1割負担。

世帯の所得などに応じて、月額負担上限額が設けられます。

**【お問い合わせ】**障がい福祉課 0595-22-9656

## ◇自立支援医療制度(精神通院医療)

精神に障がいのある人が通院して治療を受けるとき、その医療費の一部を公費で負担します。

**【対象者】**統合失調症、精神作用物質による急性中毒または依存症、知的障がい、精神病質、その他の精神疾患を有する人で、通院による精神医療を継続的に要する人

・自己負担について…原則1割負担。

世帯の所得などに応じて、月額負担上限が設けられます。

**【お問い合わせ】**障がい福祉課 0595-22-9656

## ◇福祉医療(障がい者)助成

障がいのある人が病気やケガで病院等にかかったときの医療費のうち、健康保険が適用された本人負担分を助成する制度です。

**【対象者】**伊賀市に住所をおき、下記のいずれかに該当し健康保険に加入している人で、本人および扶養義務者などの前年の所得が所得制限額未満の人

①身体障害者手帳1級から3級をお持ちの人

②療育手帳AまたはBをお持ちの人

③精神障害者保健福祉手帳1級または2級をお持ちの人(通院の医療費のみ)

**【助成方法】**医療機関受診時に窓口等でお支払いいただいた対象医療費について、後日、指定いただいた口座にお戻しします。

**【お問い合わせ】**保険年金課 0595-22-9660

## 相談したい…

### ◇障がい者相談支援センター

障がいがある方やその家族の方からの相談に応じます。

**【お問い合わせ】**障がい者相談支援センター 0595-26-7725

## 生活の支援



### ◇補装具費の支給

日常生活や社会生活の向上を図り、障がいを補うために義足・車椅子・補聴器などの補装具の費用を支給します。

**【対象者】**身体障害者手帳をお持ちの人または難病患者等の人。(18歳未満の場合、必ずしも身体障害者手帳を要しませんが、手帳の対象となる程度である必要があります。)ただし装具の種類により障がい内容や程度、価格の規定があります。

・自己負担について…原則1割負担。

世帯の所得に応じて、月額負担上限額が設けられます。

**【お問い合わせ】**障がい福祉課 0595-22-9656

### ◇日常生活用具の給付

在宅での日常生活がより円滑に行えるよう、特殊マットや特殊便器、頭部保護帽などの福祉用具を給付します。

**【対象者】**①身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの人

②難病患者等の人

・用具の種類により障がい内容や程度、年齢制限、価格の規定があります。

・自己負担について…原則1割負担。

世帯の所得に応じて、月額負担上限額が設けられます。

**【お問い合わせ】**障がい福祉課 0595-22-9656

### ◇小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業

小児慢性特定疾患児の生活を支援するため、特殊マットや特殊便器、頭部保護帽などの福祉用具の給付を行います。

**【対象者】**小児慢性特定疾患治療研究事業の対象となっている児童

・自己負担について…原則1割負担。

世帯の所得に応じて、月額負担上限額が設けられます。

**【お問い合わせ】**障がい福祉課 0595-22-9656



## ◇伊賀市障がい者等介護用品購入費助成事業

重度の障がい者等に介護用品(紙おむつ等)の一部を助成します。

**【対象者】**失禁があり、常時介護用品を使用しており、今後も常時介護用品の使用が必要と認められた3歳以上の在宅の人で、次のいずれかに該当する人

- ①身体障害者手帳をお持ちの人のうち肢体障がいの程度が1級または2級の人
- ②療育手帳A1またはA2をお持ちの人
- ③精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの人
- ④その他医師意見書により常時介護用品の使用が必要と認められた人

**【支給内容】**介護用品(紙おむつ・紙パンツ・尿取りパッド(フラット型含む))を購入した費用に  
対して月額 4,500 円(月額 5,000 円の 9 割分)を上限として助成額を指定口座に振り込み  
みます。

**【お問い合わせ】**障がい福祉課 0595-22-9656

## ◇タクシー等料金・自動車燃料費・伊賀鉄道利用料金の助成

障がいのある人に社会参加または医療機関への通院等のための交通費の一部を助成します。

**【対象者】**伊賀市に住所があり、下記のいずれかに該当する人

※訓練施設等通所費助成制度との併給はできません。

- ①身体障害者手帳1級または2級の人
- ②療育手帳A1またはA2の人
- ③精神障害者保健福祉手帳1級の人

**【助成額】**タクシー券:300円×48枚、自動車燃料券:1,200円×12枚、  
原動機付自転車燃料券:300円×24枚、  
伊賀鉄道乗車券:50円×288枚(普通乗車券のみ)

**【お問い合わせ】**障がい福祉課 0595-22-9656



## ◇障害福祉サービス

契約により障害福祉サービスを利用することができます。

**【対象者】**身体・知的または精神に障がいのある人または難病患者の人

※自己負担について…原則1割負担。

世帯の所得に応じて、月額負担上限額が設けられます。

※主な障害福祉サービス…居宅介護・生活介護・施設入所支援・児童発達支援・  
放課後等デイサービス・日中一時支援など

**【お問い合わせ】**障がい福祉課 0595-22-9656

## ◆発達に課題のあるお子さんの支援

### ✿ 発達相談の流れ

子どもの成長や発達で気になることなどについて、保健・保育・教育のスタッフが相談に応じます。保育所(園)、幼稚園、学校、関係機関等と連携しています。

お気軽にご相談ください。

**【お問い合わせ】**こども家庭支援課(こども発達支援センター) 0595-22-9627

### 発達相談の流れ



### ◇伊賀市さぽーとファイル

「さぽーとファイル」とは、子どもの日常生活の様子や病院・福祉施設・保育所などの関係機関で受けた支援内容の記録を保管したり、保護者が子どもの成長を自ら記録したりするためのものです。成長とともに支援する機関が変わっても、このファイルを提示することで、さまざまな関係機関による共通理解のもと、一貫した支援を受けることができます。

**【対象者】**市内在住で、発達に特性のある子どもとその保護者

**【配布場所】**障がい福祉課・各支所

※市のホームページからもダウンロードできます。

**【お問い合わせ】**障がい福祉課 0595-22-9656



## ❖ひとり親家庭の支援

### 児童扶養手当

父親や母親がいない家庭や父親または母親に一定以上の障がいがある場合、父親、母親、または父母に代わって児童を養育している人に支給されます。

**【対象】**18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童または20歳未満の一定の障がいのある児童を養育するひとり親家庭等の父、母または養育者

**【支給額】**月額10,740円～45,500円(所得に応じた支給額)

第2子加算額 月額5,380～10,750円(所得に応じた支給額)

第3子以降は、1人につき月額3,230円～6,450円を加算(所得に応じた支給額)

受給者や支給対象児童が公的年金等を受給しているときは、その受給額が児童扶養手当額より低い場合に限り、その差額が支給されます。

**【支給時期】**5月・7月・9月・11月・1月・3月

**【お問い合わせ】**こども未来課 0595-22-9677

### ひとり親家庭医療費助成

ひとり親家庭などのお母さんまたはお父さんと、そのお子さんが病院等にかかったときの医療費のうち、健康保険が適用された本人負担分を助成する制度です。

**【対象】**市内に住所がある人で、次の1～3のすべてに該当する人

(ただし、施設に入所している子は対象になりません。)

1、次のア～エいずれかに該当する人

ア. 母子家庭で養育されている18歳未満の子(\*)とその母

イ. 父子家庭で養育されている18歳未満の子(\*)とその父

ウ. 父または母のいない18歳未満の子(\*)とその養育者

エ. 父または母が重度の障がい(国民年金の障害等級1級程度)にある18歳未満の子(\*)とその父または母

(\*)18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子

2、健康保険に加入している人

3、本人および扶養義務者などの前年の所得が所得制限額未満の人

**【助成方法】**医療機関受診時に窓口等でお支払いいただいた対象医療費について、後日、指定いただいた口座にお戻しします。0歳から中学校修了までのお子さんが三重県内の医療機関(医科・歯科・調剤薬局・訪問看護ステーション)を受診する場合は、窓口でのお支払いが無料になります。

**【お問い合わせ】**保険年金課 0595-22-9660

## ✿ ファミリー・サポート・センター利用助成

生活保護世帯または児童扶養手当を受給している世帯の会員に利用助成を行っています。  
(利用後に申請が必要です。)

**【お問い合わせ】**伊賀市ファミリー・サポート・センター(ハイトピア伊賀4階)  
0595-26-7830



## ✿ ケーブルテレビ維持管理費等負担軽減制度

ケーブルテレビによる行政情報の提供と情報格差をなくすため、ケーブルテレビ維持管理費相当分(月額524円)を、市が契約者に代わってケーブルテレビ会社に支払う制度です。

**【対象者】**ケーブルテレビの契約内容が行政情報番組(行政放送サービス)のみで、伊賀市福祉医療費の助成に関する条例に規定するひとり親家庭等の児童が世帯員となっていて、かつ、住民税が非課税である世帯

**【お問い合わせ】**秘書広報課広聴広報係 0595-22-9636

## ✿ JR通勤定期乗車券割引制度



児童扶養手当の支給を受けている世帯の負担軽減を図るため、JR通勤定期乗車券を3割引で購入することができる制度です。

**【対象者】**児童扶養手当受給者の方およびその方と同一世帯の方で、通勤のために定期券を必要とする方が対象となります。児童扶養手当の受給資格はお持ちでも、手当が全部支給停止になっている方は対象になりません。

※学割など他の割引制度との併用はできません。

**【お問い合わせ】**こども未来課 0595-22-9677

## ✿ 母子父子寡婦福祉資金

母子家庭および父子家庭等のお子さんの福祉を向上するため、お子さんの就学、就職または知識技能の習得に必要な資金を貸し付けします。また母子家庭の母等が経済的に自立して安定した生活を送るために必要な資金を貸し付けします。なお貸付にあたっては事前面談が必要で、審査があります。

**【対象者】**母子家庭の人、父子家庭の人、または寡婦の人

※貸付には一定の要件を満たす必要があります

**【お問い合わせ】**こども家庭支援課 0595-22-9609

## **ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業**

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親または子が、高卒認定試験の合格を目指す際の受講費用軽減のために受講費用の一部を支給します。

**【対象者】**母子家庭の人・父子家庭の人

※一定の要件を満たす必要があります。

**【お問い合わせ】**こども未来課 0595-22-9677

## **自立支援教育訓練給付金**

雇用保険による教育訓練給付の受給資格を持たないひとり親家庭のお母さんまたはお父さんが、就職に必要な資格や技術を身につけるために指定された教育訓練講座を受講し、修了した場合、受講にかかった費用の一部を支給します。なお、受講が修了していないと給付金は支給されません。

**【対象者】**市内在住のひとり親家庭の母または父で、以下の要件を全て満たす人

- ・児童扶養手当受給者または児童扶養手当を受給できる所得水準であること
- ・雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと
- ・当該教育訓練が適職に就くために必要であると認められること
- ・過去にこの訓練給付金を受給していないこと

**【給付内容】**受講費用の60%(上限200,000円)

※12,000円を超えない場合は支給されません。

**【お問い合わせ】**こども未来課 0595-22-9677

## **高等職業訓練促進給付金**

ひとり親家庭の母または父が、就職に有利であり、経済的自立に効果的な資格取得を目指して1年以上養成期間で修業する場合に、受講期間の生活の負担を軽減するため、高等職業訓練促進給付金を支給します。また、入学時の負担を考慮し、職業訓練終了後に、高等職業訓練修了支援給付金を支給します。

**【対象者】**市内在住のひとり親家庭の母または父で、以下の要件を全て満たす人

- ・児童扶養手当受給者または児童扶養手当を受給できる所得水準であること
- ・就職を容易にするため必要と認められる資格であり、養成期間において1年以上のカリキュラムを修業し、その資格取得が見込まれること
- ・仕事または育児と修業の両立が困難であると認められること
- ・過去に同じ訓練促進給付金を受給していないこと

**【給付内容】**高等職業訓練給付金

市民税非課税世帯 100,000円/月 課税世帯 70,500円/月

高等職業訓練修了支援給付金

市民税非課税世帯 50,000円 課税世帯 25,000円

**【お問い合わせ】**こども未来課 0595-22-9677



## ◆生活にお困りの方の相談窓口

### 生活にお困りの方の相談窓口

生活、暮らしのことで困っている、家計のやりくりがうまくいかない、公共料金の支払い、借金の返済、クレジットカードの支払いで困っている、仕事をしていない期間が長くなり、働くことに不安がある、家賃が払えず、今の家やアパートに住み続けられるか不安がある、困りごとを相談できる相手がいない、など生活していく上ではいろいろな困りごとを抱えることがあります。

一人で抱えこまないで、まずはお相談ください。早めの相談が早期の解決につながります。専門の相談員が相談者に寄り添いながら、一緒に考え、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

相談は無料で、秘密、個人情報厳守します。ご家族の方からもお気軽にご相談ください。相談員がご自宅などに伺い、お話を聞くこともできます。

**【相談窓口】** 相談窓口は市役所と社会福祉協議会の2カ所にあります。

- ① 生活支援課 0595-22-9650
- ② 伊賀市社会福祉協議会 暮らしサポートセンター おあいこ  
伊賀市平野山之下380番地5 伊賀市総合福祉会館1階  
0595-22-0084





## たげんご がいこくご まき 多言語(外国語)の巻



### にほんご わ ばあい しえん ❖日本語が分からない場合の支援

### たげんご がいこくご そうだん ✿ 多言語(外国語)による相談

しやくしよない きょうせいてつづ ざいりゆうしかく せいかつ こま たぶんかきょうせいそう  
市役所内での行政手続きや在留資格などの生活の困りごとについて、多文化共生相

だんいん がいこくご にほんご き  
談員が外国語やさしい日本語でお聞きます。

ぼしてちよう とき せつめい あか ほうもん ほけんせんたー にゅうようじけんしん つうやく ひつよう  
母子手帳をもらう時の説明や赤ちゃん訪問、保健センターでの乳幼児健診で通訳が必要

ばあい そうだん  
な場合は、相談してください。

### がいこく こ がくしゅうしえん ✿ 外国につながる子どもの学習支援

かんじがくしゅうきょうしつ しょうがく ねんせい ねんせい たいしやう  
○漢字学習教室(小学1年生から4年生までが対象)

がくしゅうしえんきょうしつ しょうがく ねんせい ちゅうがく ねんせい たいしやう  
○学習支援教室「ささゆり」(小学5年生から中学3年生までが対象)

なつやす ふゆやす がくしゅう こうりゅう  
○夏休みと冬休みの学習・交流イベント

### たげんごじやうほうし はっこく じやうほうはっしんじぎやう ✿ 多言語情報紙の発行・情報発信事業

し し せいかつ かん じやうほう ご ご ご ちゅうごくご えいご  
市のお知らせや生活に関する情報をポルトガル語・ベトナム語・スペイン語・中国語・英語・

にほんご じやうほうはっしん  
やさしい日本語で情報発信しています。

#### 【お問い合わせ】

① たぶんかきょうせいか しやくしよ かい  
多文化共生課(市役所2階) 0595-22-9702

② たぶんかきょうせい いが かい  
多文化共生センター(イトピア伊賀4階) 0595-22-9629

🌐 ホームページ <http://iga-tabunkakyouuseicenter.com/>  Facebook igashitkc



# 問い合わせの巻



担当部署		電話番号	ファックス	メール
こども未来課	企画総務係	22-9654	22-9646	kodomo @city.iga.lg.jp
	こども家庭係	22-9677		
	子育て支援室	22-9665	22-9666	kosodate @city.iga.lg.jp
	子育て包括支援センター			
伊賀市ファミリー・サポート・センター	26-7830			
こども家庭支援課	母子保健担当	41-1556	22-9646	katei @city.iga.lg.jp
	家庭児童・女性・母子・父子自立相談	22-9609		
	発達支援係	22-9627	22-9715	
障がい福祉課	総務係	22-9657	22-9662	shougai @city.iga.lg.jp
	障がい福祉係	22-9656		
保育幼稚園課	総務係	22-9658	22-9646	hoyou @city.iga.lg.jp
	保育係	22-9655		
障がい者相談支援センター		26-7725	24-7511	Iga-syougai1 @ict.jp
保険年金課 医療助成係		22-9660	26-0151	hoken @city.iga.lg.jp
生活支援課 生活支援係		22-9650	22-9661	shien@city.iga.lg.jp
健康推進課		22-9653	22-9666	kenkousuishin @city.iga.lg.jp
	地域包括支援センター —東部サテライト	45-1016	45-1055	
	地域包括支援センター —南部サテライト	52-2715	52-2281	
住民課 戸籍住民係		22-9645	22-9643	juumin @city.iga.lg.jp
秘書広報課 広聴広報係		22-9636	24-7900	hisho @city.iga.lg.jp
学校教育課	学務係	22-9648	22-9667	gakkou @city.iga.lg.jp
	指導教職員係	22-9649		
多文化共生課		22-9702	22-9641	tabunka@city.iga.lg.jp

子育て包括支援センター

# 土 ふれあい 曜 広場

10:00～12:00

【開所日】

4月13日	5月11日	6月1日	7月6日
8月3日	9月7日	10月5日	11月2日
12月7日	1月11日	2月1日	3月1日

毎月1回 伊賀市子育てインストラクター スマイル母さんが子育て包括支援センターを開所してくれます。おもちゃの製作・絵本の読み聞かせ・ふれあい遊びなど楽しい企画が盛りだくさんです。ぜひ遊びに来てください。

【お問い合わせ】子育て包括支援センター(ハイピア伊賀4階) 0595-22-9665

## 子育て相談広場「にんにんパーク」

にんにんパークは、年間を通して、子育て中の親子が自然の中でふれあいながら、“走る”“投げる”“跳ぶ”などからだを使って遊べる広場です。

◆開所時間 毎月第2日曜日 午前9時～午後1時

◆場 所 上野南公園(伊賀市ゆめが丘7丁目13番地)

◆からだを動かす・楽しむの巻 午前10時～11時30分

\*季節の遊び、からだを動かす遊びをします。

◆変身の巻 午前10時～正午まで

\*忍者衣装に着替えることができます。

◆相談の巻 正午～午後1時

\*平日は仕事などでなかなか相談できない子育ての悩みを保育士に相談できます。



# 子育て支援情報に

## 便利にアクセス!

特設サイト「伊賀流未来応援の術」では、子育て支援情報を集約して発信しています。

下記、QRコードや伊賀市HPのバナーからアクセスできますので、ぜひご利用下さい。

### ✿ 子育て未来応援の術（子育て情報ポータルサイト）

妊娠・出産・子育てなどの情報を掲載



### ✿ 子育て何でも問い合わせ窓口

子育てにかかる手続きや、気になることなど、気軽にお問い合わせください。



### ✿ LINE「いが忍にん健康プロジェクト」

お友達登録していただくと、伊賀市の子育てや健康に関する情報が届きます。

また、乳幼児相談の予約もできます。



お問い合わせ

伊賀市役所 健康福祉部  
こども未来課 企画総務係

電話 0595-22-9654

FAX 0595-22-9646

E-mail kodomo@city.iga.lg.jp